



大津市公報

平成 30 年 3 月 26 日
号 外 (第 14 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企業局管理規程

- 3 大津市ガス特定運営事業等審査委員会規程..... 1
- 4 大津市ガス事業の在り方検討委員会規程の廃止..... 1

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第 3 号

大津市ガス特定運営事業等審査委員会規程を次のように定める。

平成30年 3月26日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市ガス特定運営事業等審査委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)第 4 条の 3 第 5 項の規定に基づき、大津市ガス特定運営事業等審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、公営企業管理者の諮問に応じ、ガス特定運営事業等を実施する事業者の選定のために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から公営企業管理者に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企業局企業総務部経営戦略課官民連携推進室において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年 3月26日から施行する。

大津市企業局管理規程第 4 号

大津市ガス事業の在り方検討委員会規程(平成29年企業局管理規程第 5 号)は、廃止する。

平成30年 3月26日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

附 則

この規程は、平成30年 3月26日から施行する。